

第184号

# くらしウォッチャーだより

## contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 8月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

### 見守り 新鮮情報

入居権  
...?



©Kurosaki Gen

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に**介護施設**ができ、市内在住者のあなたには**入居権**がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他市に住む女性に**権利**を**譲って**あげてほしい」と言われたので**承諾**した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり

「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。**違反金** 600万円支払わないと**逮捕**され拘置所に入ることになる」と言われた。お金を用意したがだまされているのではないか。

(80歳代 女性)

## 老人ホームなどの 入居権を譲ってという 電話は詐欺です

- 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」など不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。

～国民生活センター 見守り新鮮情報より～

# 消費生活関連

8月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・塗装業者から「屋根や壁などの塗装をします。」「安くしますからいかがですか。」と電話があった。
- ・「今ならカニがお安く買えます。」と電話があった。
- ・廃品回収業者を名乗る女性から、「処分に困っている物はないか。」と電話があったが、しつこいので電話を切った。
- ・不用品買い取り業者から、「着なくなった洋服など何でもよいのでありませんか。」と電話があったが、ないと断った。
- ・「瀬戸物や衣類を買い取ります。」と電話があり、忙しいので後で連絡すると連絡先を聞いたが、「またそのうち電話します。」と言って切られた。
- ・電力会社を名乗る者から「電気料金を安くする方法を教えるので伺いたい。」と電話があった。
- ・「不用品を買い取ります。」と電話があったが、孫が対応して「家族はいません。」と電話を切った。
- ・「明日、そちらへ伺いますので、段ボール以外何でも買い取る。」と電話があったが、断った。
- ・「いらなくなった物を海外に送るので買い取りに回っている。」と電話があったが、断った。

## 消費生活相談員からのコメント

今月も不用品買い取り業者からの勧誘電話の報告が多数ありました。訪問購入の場合、消費者の承諾なく訪問する事は特定商取引法で禁止されており、事前に承諾を得る目的で電話をかけていると思われます。

業者の説明を安易に信用せず、必要がなければ来訪の承諾をせずきっぱり断りましょう。困ったときは、大崎市消費生活センターにご相談ください。



## その他

- ・母親宛に頼んでいない石鹸が届いたので、後刻、受取拒否した。
- ・不動産会社の人が近隣の地図を持って訪問してきて、「誰の土地かわからないか、売りたい人はいないか。」など聞かれたが、帰ってもらった。
- ・家の電話を止めたので、勧誘電話はなくなった。

## 消費生活相談員からのコメント

「身に覚えのない荷物が送られてきた」という相談があります。もしも心当たりのない商品が届いた場合は、令和3年の特定商取引法改正により、注文や契約をしていないにもかかわらず、事業者が金銭を得ようとして一方的に送りつけた商品については、消費者は直ちに処分することができるようになりました。その場合、商品を開封・処分しても、消費者に支払い義務が生じることはありません。

一方で、実際の相談事例では、ネット通販やテレビショッピング等で申し込んでいて失念していた場合や、遠方に住む子や孫から記念日等のプレゼントとして送られてきたケースもありましたので、よく確認して判断してください。～国民生活センター 身近な消費者トラブル Q&A より一部抜粋～

# 食品の品質表示

8月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈8月分〉

| 品目別              |     | 調査品 | 表示事項                                                                                                           | 調査延べ店舗数 | 表示状況 |    |
|------------------|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|----|
| 生<br>鮮<br>食<br>品 | 農産物 | 茄子  | 名称・産地                                                                                                          | 22      | 有    | 22 |
|                  |     | 無   |                                                                                                                |         | 0    |    |
|                  |     | スイカ |                                                                                                                | 22      | 有    | 22 |
|                  |     |     |                                                                                                                |         | 無    | 0  |
|                  | 水産物 | 魚   | 名称・産地                                                                                                          | 22      | 有    | 22 |
|                  |     |     |                                                                                                                |         | 無    | 0  |
|                  | 畜産物 | 鶏卵  |                                                                                                                | 22      | 有    | 22 |
|                  |     |     |                                                                                                                |         | 無    | 0  |
| 加工食品             |     | チーズ | ・第1原材料の原産地表示・<br>原材料名添加物・消費期限賞<br>味期限・保存方法・内容量・<br>製造者又は販売者の名称及<br>び住所・アレルギー/遺伝子<br>組み換え表示・栄養成分表示<br>(5つの栄養成分) | 11      | 有    | 11 |
|                  |     |     |                                                                                                                |         | 無    | 0  |

## ◆報告

- ・スイカが4等分にカットして販売されていたが、鮮度が落ちていて残念に感じた。
- ・サンマの産地表示が韓国産と表示されていて驚いた。
- ・地元農家が生産した産直品販売コーナーで、茶色く変色した茄子が売られていた。
- ・鶏卵の安売りが少なくなってきた。

## 消費生活相談員のコメント

今月は畜産物の調査品目で「鶏卵」を調査して頂きました。一般社団法人日本鶏卵協会の HP から、鶏卵の賞味期限表示の考え方を紹介します。保管時の参考としてください。

Q: 何を根拠に賞味期限は定められているのですか？

鶏卵の賞味期限は産卵日を起点として、生食が可能な期間とされます。通常、鶏卵は内部が無菌状態で生まれますが、万が一のリスクとして、3万個に1個の割合で混入するといわれるサルモネラ菌が常温下で大量繁殖が始まるまでの期間を賞味期限としています。

Q: 賞味期限を過ぎたタマゴは食べられませんか？

賞味期限は生でタマゴが食べられる期間なので、じゅうぶん火を通して食べる分には問題ありません。ただし、購入した卵は10℃以下の冷蔵庫で保管するようにします。ひびなど卵殻が割れたタマゴは賞味期限内であっても早めに加熱する料理に使いましょう。

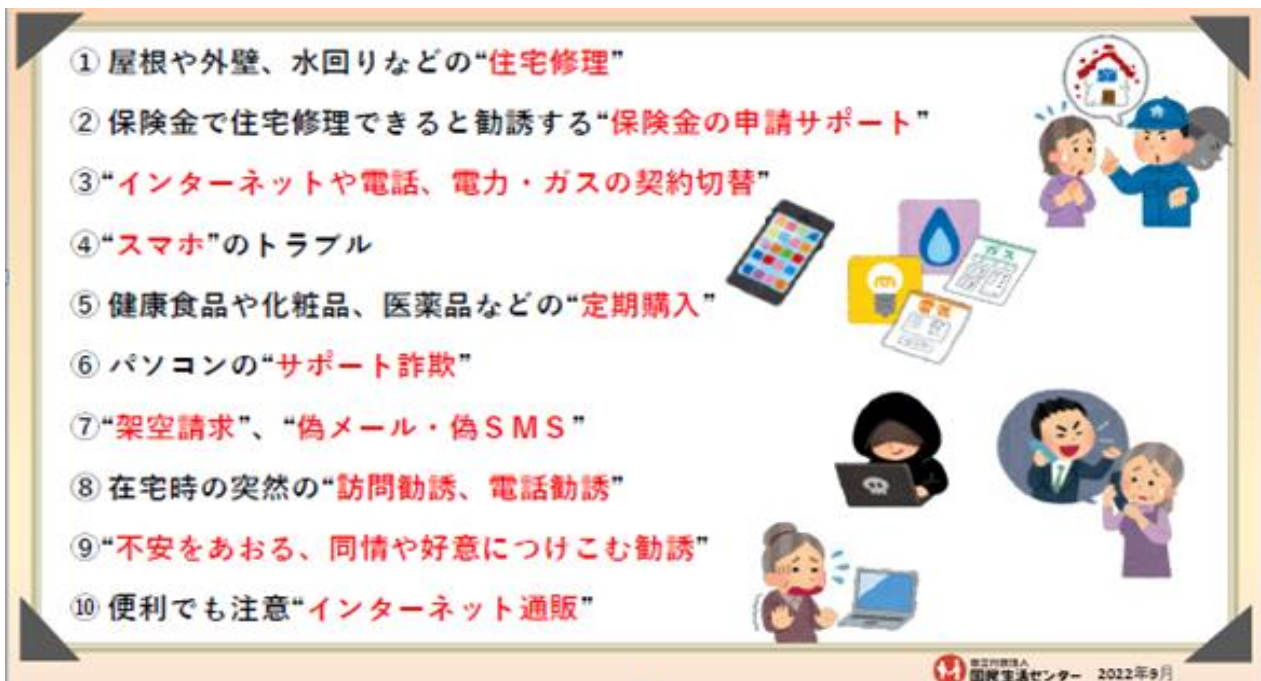


一般社団法人 日本鶏卵協会 HP より引用



## ～編集後記～

国民生活センターから、「高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル 10選」が公表されました。見守る家族やサポーターの方々にも情報提供いたします。



★消費者トラブルでお困りの時は、消費生活センターにご相談ください。

大崎市消費生活センター連絡先:0229-21-7321

国民生活センターHP より引用

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

令和 4年 9月28日 発行